

山口県広報広聴課所管ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県(以下「県」という。)広報広聴課が所管するホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の対象範囲)

第3条 広告の掲載は、県の事務または事業の実施に支障を及ぼさず、かつホームページの用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

(広告掲載の基準)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容の基準は、山口県広告取扱要綱(以下「要綱」という。)第3条第2項各号及び山口県広告掲載基準(以下「基準」という。)第4条各号の規定に基づくものとする。

2 前項に定めるもののほか、広告が次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(例) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(例) 文字色と背景色のコントラスト(明度差)が強過ぎるもの等

(3) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(4) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

(例) 「職員採用情報」等の表現の掲載等

(5) その他広告の表現として適当でないとして県が認めるもの

(広告掲載の規制業種又は事業者)

第5条 基準第3条に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。広告の掲載期間中に当該業種又は事業者該当することとなった場合も同様とする。

2 掲載する広告の表示内容については、基準第5条に基づくものとする。

(広告の規格及び掲載期間)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 広告の掲載位置

・山口県ホームページトップページ下部

なお、JavaScriptの利用を許可している場合は、上記に加え、無作為に1社の広告が別位置に重複して表示する。(この広告は、更新の都度表示が変更するものとする。)

(2) 広告の枠数

15枠

(3) 広告の種類

バナー広告

・大きさ

縦50ピクセル、横170ピクセル

・形式

GIF(アニメーション不可)あるいはJPEG

- ・データ容量 10キロバイト以下
- ・画像のALTテキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角問わず30文字以内

2 広告を掲載する期間は、1か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。なお、広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は原則として当該広告を掲載する月の初日とし、広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

（広告の募集方法）

第7条 広告の募集は、県と広告掲載取扱業務契約を締結した広告取扱業者（以下「広告取扱業者」という。）が行うものとする。

（広告取扱業者の選定）

第8条 前条の広告取扱業者は、競争入札により選定する。

2 前項の競争入札を行うに関し必要な事項は、別に定める。

（広告掲載の申込み等）

第9条 県ホームページへの広告の掲載を希望する者は、広告取扱業者に広告の掲載を申し込むものとする。

2 広告取扱業者は、第6条第1項第2号の規定で定めた枠数を超えて広告の掲載の申込みがあった場合は、地域性、公共性の高い広告を優先させるものとする。

3 広告取扱業者は、第1項の申込みがあった場合は、第5条の規制業種または事業者でないことを確認し、山口県広報広聴課所管ホームページ広告掲載承認願（様式1）に広告原稿を添えて、原則として広告掲載開始日から起算して14日前までの日までに県の指定する日までに、県の指定する場所に提出し、掲載の可否について山口県広告審査会設置要綱に基づく山口県広告審査会の審査を受けるものとする。

（広告内容等の審査）

第10条 県は、審査後、掲出の可否についての結果を山口県広報広聴課所管ホームページ広告掲載承認通知書（様式2）又は山口県広報広聴課所管ホームページ広告掲載不承認通知書（様式3）により通知する。

2 山口県広告審査会において、広告の内容等が第4条又は第5条に反すると判断した時は、広告取扱業者に対し、当該広告の全部または一部について修正、削除等を指示するものとする。なお、広告が掲載中であっても同様とする。

3 広告主は、正当な理由がある場合以外は、修正、削除等に応じなければならない。

（広告原稿の作成）

第11条 広告原稿は、広告主又は広告取扱業者が作成するものとする。

2 前項の規定による広告原稿の作成に要する経費は、広告主又は広告取扱業者が負担するものとする。

（広告掲載の方法）

第12条 県は、前条の規定により提出された広告原稿を掲載するときは、原則として広告掲載開始日の午前零時に掲載するものとする。

2 県は、前項の規定により掲載した広告を削除するときは、原則として広告掲載終了日の午後12時に削除するものとする。

(広告掲載の取消し)

第 1 3 条 県は、要綱第 8 条の各号及び次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、直ちに広告の掲載の承認を取り消すことができる。

(1) 第 4 条又は第 5 条の規定に反すると認めるとき

(2) 第 1 0 条第 2 項の規定による広告内容の修正が行われないとき

(広告料の還付)

第 1 4 条 既納の広告料は還付しない。ただし、次項を除く。

2 広告取扱業者が広告料を納付後、広告取扱業者の責めに帰さない理由がなく、県が掲載すべき広告を掲載しなかった期間が 1 カ月当たり 1 日を超える時は、掲載しなかった日数に応じて、契約金額について日割り計算により算出した金額を還付するものとする。ただし、当該還付する金額については、利子を付さない。

3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる事由により県がホームページの運用を一時停止した場合は、還付は行わない。ただし、一時停止の期間が 1 カ月当たり 3 日を超える場合は、前項の規定に準じて還付するものとする。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(3) 機器等の設置された建物の計画停電を行う場合

(4) その他公益上やむを得ない場合

(広告の変更)

第 1 5 条 広告取扱業者は、契約の期間内において、当該広告の内容、リンク先等を原則として月単位で変更することができる。

2 前項の規定により変更する場合の手続きは、第 9 条及び第 1 0 条の規定に準じて行うものとする。

(広告取扱業者の責務)

第 1 6 条 広告取扱業者は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告取扱業者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第 1 7 条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 1 月 1 3 日から施行し、平成 2 1 年 4 月 1 日からホームページに掲載する広告に適用する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 1 月 2 1 日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日からホームページに掲載する広告に適用する。

(様式1)

山口県広報広聴課所管ホームページ広告掲載承認願

平成 年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
広告取扱業者 住所(所在地)
名 称 ⑩
代表者職・氏名
(電話 局 番)

下記のとおり、山口県広報広聴課所管ホームページへ広告を掲載したいので承認をお願いします。

会社名	
所在地	
代表者職・氏名	
業種	
申込期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日(ヶ月間)
ホームページURL	
広告の概要	
バナー画像	別添のとおり
ALTテキスト	

(様式 2)

平 広報広聴第 号
平成 年(年) 月 日

様

山口県知事

山口県広報広聴課所管ホームページ広告掲載承認通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった山口県広報広聴課所管ホームページへの
広告掲載について、下記のとおり承認したのでお知らせします。

記

1 掲載企業

2 掲出期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3 広告内容

別添のとおり

4 その他

広告の掲載に係る手続きについては、担当職員の指示に従うこと。

(様式3)

平 広報広聴第 号
平成 年(年) 月 日

様

山口県知事

山口県広報広聴課所管ホームページ広告掲載不承認通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった山口県広報広聴課所管ホームページへの
広告掲載について、下記の理由により不承認としたのでお知らせします。

記

- 1 掲載企業
- 2 広告内容
別添のとおり
- 3 掲出できない理由